

福井県警察の事務専決に関する訓令

平成 1 1 年 9 月 2 7 日
福井県警察本部訓令第 1 7 号

改正

平成12年8月2日本部訓令第18号	平成16年3月23日本部訓令第20号	平成17年3月17日本部訓令第13号
平成18年3月16日本部訓令第12号	平成19年3月30日本部訓令第21号	平成19年6月11日本部訓令第28号
平成20年3月17日本部訓令第13号	平成21年3月24日本部訓令第16号	平成22年3月19日本部訓令第13号
平成23年3月30日本部訓令第14号	平成24年3月9日本部訓令第6号	平成25年3月12日本部訓令第4号
平成25年9月13日本部訓令第23号	平成26年3月17日本部訓令第9号	平成26年7月1日本部訓令第32号
平成27年3月2日本部訓令第10号	平成27年5月27日本部訓令第17号	平成28年3月14日本部訓令第13号
平成28年12月27日本部訓令第52号	平成29年3月14日本部訓令第6号	平成30年3月14日本部訓令第6号
平成31年2月27日本部訓令第7号	令和2年3月4日本部訓令第10号	令和3年3月10日本部訓令第10号
令和4年3月11日本部訓令第5号	令和5年2月27日本部訓令第4号	令和6年3月4日本部訓令第8号

福井県警察の事務専決に関する訓令（平成7年福井県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

福井県警察の事務専決に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察における事務の適正かつ効率的な処理と責任の明確化を図るため、事務専決について必要な事項を定めることを目的とする。

（部長及び所属長等の専決）

第2条 部長、課所隊長（警察本部の課長、所長、地域機動警察隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び原子力施設警備隊長をいう。以下同じ。）、次席、副隊長、警察学校長、副校長、警察署長及び副署長は、別に定めるもののほか、別表に掲げる事務について、それぞれの専決区分に従い専決することができる。ただし、次の事項については、この限りでない。

- (1) 法令又は条例等の適用に疑義のあるもの
- (2) 重大な紛争があるもの又は処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるもの
- (3) あらかじめその処理について上司の指示を受けたもの
- (4) その他重要又は異例と認められるもの

（その他の警察職員の専決）

第3条 課所隊長、警察学校長及び警察署長は、その所掌事務に関する軽易なものについて、あらかじめ事務の内容を指定して、課所隊長及び警察学校長においては課長補佐相当職以上の所属警察職員に、警察署長においては課長以上の所属警察職員に専決させることができる。

（専決事項に関する報告）

第4条 前2条の規定により専決をした者は、専決をした事務のうち特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、適宜その内容を整理して上司に報告しなければならない。

（財務に関する事務専決）

第5条 本部長、警務部長及び会計課長、課長補佐（会計課の監査出納事務を担当する課長補佐及び契約事務を担当する課長補佐並びに警務課の給与事務を担当する課長補佐に限る。以下同じ。）は、福井県事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第3号）別表第9項に定める部長、副部长、課長及び課長補佐の専決事項の例により、財務に関する事務について専決することができる。ただし、課長補佐が不在のときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が財務に関する事務について専決することができる。

- (1) 会計課の監査出納事務を担当する課長補佐 直近上位の階級にある警察職員
- (2) 会計課の契約事務を担当する課長補佐 直近上位の階級にある警察職員
- (3) 警務課の給与事務を担当する課長補佐 直近上位の階級にある警察職員

2 副署長は、福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）別表第2アの表庶務を担当する課（室）長の欄第2号から第4号までの規定の例により、財務に関する事務について専決することができる。

附 則

この訓令は、平成11年9月27日から施行する。

附 則（平成12年8月2日福井県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成12年8月2日から施行する。

附 則（平成16年3月23日福井県警察本部訓令第20号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年3月26日から施行する。

（福井県警察の実務指導官に関する訓令の一部改正）

2 福井県警察の実務指導官に関する訓令（平成4年福井県警察本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

附 則（平成17年3月17日福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成17年3月25日から施行する。

附 則（平成18年3月16日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年3月30日福井県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月11日福井県警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成19年6月11日から施行する。

附 則（平成20年3月17日福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月24日福井県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成22年3月29日から施行する。

附 則（平成23年3月30日福井県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日福井県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

附 則（平成25年3月12日福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成25年3月25日から施行する。

附 則（平成25年9月13日福井県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日福井県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成26年3月28日から施行する。

附 則（平成26年7月1日福井県警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日福井県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成27年3月10日から施行する。

附 則（平成27年5月27日福井県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成27年5月27日から施行する。

附 則（平成28年3月14日福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成28年12月27日福井県警察本部訓令第52号）

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日福井県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月14日福井県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（平成31年2月27日福井県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成31年3月11日から施行する。

附 則（令和2年3月4日福井県警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和2年3月16日から施行する。ただし、別表の第1の2の(7)の改正部分は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日福井県警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和4年3月11日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和5年2月27日福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。

附 則（令和6年3月4日福井県警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和6年3月21日から施行する。ただし、別表の第2の4の(2)、第4の(5)及び第6の(3)の改正部分は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

第1 部長の事務専決事項	
1 部長共通事項	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内の課所隊長以上の職にある警察職員（部長を除く。）の年次休暇に関する事 と。 (2) 部内の課所隊長以上の職にある警察職員（部長を除く。）の病気休暇及び特別休 暇に関する事。ただし、引き続き30日以上のものを除く。 (3) 部内の課所隊長以上の職にある警察職員（部長を除く。）の勤務時間に関する事 と。 (4) 部内の課所隊長以上の職にある警察職員（部長を除く。）の管外通勤の承認に関 する事。 (5) 部内の課所隊長以上の職にある警察職員の応援派遣に関する事。 (6) 本部長指揮事件の被疑者取調べに係る事前承認に関する事（警務部長を除 く。）。 (7) 警察大学校、管区警察学校等の入校者の選考に関する事。ただし、警部以上の 者が入校する3週間を超える課程及び6月を超える語学研修の入校を除く。 (8) 県警察学校の入校者の選考に関する事。
2 警務部長	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察学校長及び警察署長の年次休暇に関する事。 (2) 警察学校長及び警察署長の病気休暇及び特別休暇に関する事。ただし、引き続 き30日以上のものを除く。 (3) 警察学校長及び警察署長の勤務時間に関する事。 (4) 警察学校長及び警察署長の管外通勤の承認に関する事。 (5) 警察職員の採用、昇任及び選考の承認申請に関する事。 (6) 採用募集についての諸施策に関する事。 (7) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の任用に関する事。 (8) 会計年度任用職員自らの申出に基づく心身の故障による休職に関する事（休職 期間の更新に関する事を除く。）。 (9) 装備資機材の管理及び運用に係る総合的企画調整に関する事。 (10) 公務災害の認定申請に関する事。 (11) 地方警務官の諸手当及び児童手当に関する事。 (12) 健康管理についての諸施策に関する事。 (13) 福利厚生についての諸施策に関する事。 (14) 拳銃操法の訓練指導者及び実射訓練指揮官並びに救急法指導者の指定に関す ること。 (15) 術科訓練の実施に関する事。 (16) 音楽隊の訓練計画及び県内派遣に関する事。
3 生活安全部長	
	少年相談専門員の服務及び運用に関する事。
4 刑事部長	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 変死体の調査、処理等に関する事。ただし、死体解剖に関する事を除く。 (2) 2以上の警察署に関係ある被疑者の身柄処置に関する事。 (3) 警察医師に関する事。 (4) 警察歯科医師に関する事。 (5) 警察犬及び指導手の囑託及び解除に関する事。

5 交通部長	
	<p>(1) 定期的一斉交通取締りに関すること。</p> <p>(2) 90日以上運転免許の効力の停止の事務に関する事（処分の際の聴聞及び意見の聴取に関する事務を含む。）。</p>
6 警備部長	
	<p>(1) 警備情報の処理に関する事。</p> <p>(2) 機動隊、原子力施設警備隊、管区機動隊、第二機動隊、特別警備隊、女性警察官部隊、公安捜査隊及び指定警護要員の集合訓練に関する事。</p>
第2 課所隊長の事務専決事項	
1 課所隊長共通事項	
	<p>(1) 所属警察職員の配置に関する事。ただし、警察本部長の指定したものを除く。</p> <p>(2) 所属警察職員の応援派遣に関する事。</p> <p>(3) 所属警察職員の病気休暇に関する事。ただし、引き続き30日以上ものを除く。</p> <p>(4) 所属警察職員の介護時間（介護時間承認請求を除く。）及び部分休業（部分休業承認請求を除く。）に関する事。</p> <p>(5) 所属警察職員の勤務時間に関する事。ただし、本部長に対する承認申請及び報告事項に関する事を除く。</p> <p>(6) 所属警察職員の各種手当の支給の認定に関する事。ただし、所属に属さない職員の給与事務を取り扱う課所隊長は、当該警察職員の各種手当の支給の認定に関する事を含む。</p> <p>(7) 所属警察職員の管外通勤の承認に関する事。</p> <p>(8) 分掌事務に関する教養訓練に関する事。</p> <p>(9) 分掌事務に関する質疑・回答に関する事。</p> <p>(10) 分掌事務に関する証明に関する事。</p> <p>(11) 警察庁、他都道府県警察その他の機関との連絡、照会、回答等に関する事。</p> <p>(12) 課、隊で行う犯罪捜査の指揮に関する事。ただし、本部長指揮事件に該当するものを除く。</p> <p>(13) 本部長指揮事件の捜査主任官及び調査主任官の指名に関する事。ただし、通信の傍受に関する事を除く。</p> <p>(14) 他の捜査機関との手配及び共助に関する事。</p> <p>(15) 2以上の警察署に係る犯罪捜査の調整及び共助に関する事。ただし、被疑者の身柄の処置に関する事を除く。</p> <p>(16) 各種手配又は通報に関する事。</p> <p>(17) 分掌事務に係る相談の受理に関する事。</p> <p>(18) 分掌事務に係る統計に関する事。</p> <p>(19) 個人情報の開示請求及び訂正請求に係る事案の移送及び通知に関する事、開示請求に係る第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する事、訂正請求に係る保有個人情報の提供先への通知に関する事。</p> <p>(20) 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る決定等期限の延長及び通知に関する事、開示請求に係る決定等期限の特例及び通知に関する事。</p> <p>(21) 公文書の公開請求に係る公開決定等及び通知に関する事（公開請求に係る公文書の全部を公開するもの（非公開情報であって、人の生命、健康、生活若しくは財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報を公開する場合又は公益上特に必要があると認める情報を公開する場合を除く。）又は過去と同一の類型のものに限る。）。</p>

	<p>(22) 公文書の公開請求に係る決定等期限の延長及び通知に関する事、事案の移送及び通知に関する事、第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する事。</p> <p>(23) 所属警察職員の住所異動に係る身上異動届に関する事。</p>
<p>2 総務課長</p>	<p>(1) 公安委員会の庶務に関する事。</p> <p>(2) 公印に関する事。</p>
<p>3 県民サポート課長</p>	<p>(1) 広報の実施に伴う指導・調整に関する事。</p> <p>(2) 福井県警察インターネットホームページの運用に関する事。</p> <p>(3) 音楽隊の運用に関する事（音楽隊の訓練計画及び県内派遣に関する事を除く。）。</p> <p>(4) 広聴の実施に関する事。</p> <p>(5) 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付に関する事。</p> <p>(6) 個人情報開示の実施に関する事。</p> <p>(7) 公文書の公開の実施に関する事。</p> <p>(8) 文書の收受及び発送に関する事。</p> <p>(9) 集中保管文書に関する事。</p> <p>(10) 本部の沿革に関する事。</p> <p>(11) 警察安全相談に関する事。</p> <p>(12) 福井県犯罪被害者支援連絡協議会の事務に関する事。</p>
<p>4 警務課長</p>	<p>(1) 警察職員（本部の課所隊長以上の職にある警察職員、警察学校長及び警察署長を除く。）の病気休暇のうち、引き続き30日以上のものに関する事。</p> <p>(2) 警察職員（本部の課所隊長以上の職にある警察職員、警察学校長及び警察署長を除く。）の介護休暇、介護時間（介護時間承認請求に限る。）、育児休業、育児短時間勤務、部分休業（部分休業承認請求に限る。）及び高齢者部分休業（休業時間の一部取消しを除く。）に関する事。</p> <p>(3) 警察職員（本部の課所隊長以上の職にある警察職員、警察学校長及び警察署長を除く。）自らの申出に基づく心身の故障による休職期間の更新に関する事。</p> <p>(4) 警察職員（本部の課所隊長以上の職にある警察職員、警察学校長及び警察署長を除く。）の勤務制度に関する事。</p> <p>(5) 警察職員の身上届及び身上異動届（住所異動を除く。）の受理に関する事。</p> <p>(6) 退職に係る勸奨の記録に関する事。</p> <p>(7) 警察職員の諸手当に関する事。ただし、各種手当の支給の認定に関する事を除く。</p> <p>(8) 警察職員（本部の課所隊長以上の職にある警察職員、警察学校長及び警察署長を除く。）の給与の減額に関する事。</p> <p>(9) 装備資機材の開発、改善、調達及び配分に関する事。</p> <p>(10) 拳銃の登録、貸与、返納、精密手入れ及び弾薬の出納に関する事。</p> <p>(11) 給貸与品の調達及び支給並びに貸与に関する事。</p> <p>(12) 車両の維持管理に関する事。</p> <p>(13) 警察官の礼服に関する事。</p> <p>(14) 有線通信施設の新設、変更、廃止及び移転に関する事。</p> <p>(15) 臨時交番の設置の承認に関する事。</p> <p>(16) 警察職員（地方警務官を除く。）の児童手当に関する事。</p> <p>(17) 公務災害（認定申請を除く。）に関する事。</p> <p>(18) 職場教養の実施に関する事。</p> <p>(19) 学校教養の入校通知に関する事。</p>

(20) 通訳要員運用に関すること。ただし、指定通訳官の推薦、指定、解任及び身上報告並びに委嘱通訳人の推薦及び委嘱に関するものを除く。	
5 会計課長	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 国庫補助事業等の申請、執行状況及び実績の報告に関すること。 (2) 補助事業等の事業者から受ける、執行状況、実績などの報告に関すること。 (3) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第18条に規定された予算の執行計画に関すること。 (4) 財務規則第22条に規定された予算の令達に関すること。 (5) 財務規則第24条に規定された予算の流用に関すること。 (6) 公舎の入居に関すること。 (7) 遺失物に関すること。 	
6 厚生課長	
<ul style="list-style-type: none"> (1) ピアサポート制度に関すること。 (2) 健康診断に関すること。 (3) 恩給に関すること。 (4) 警察共済事務に係る所属機関の長の証明等に関すること。 	
7 監察課長	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 随時監察に関すること。 (2) 叙位叙勲に関すること。ただし、生存者に係るものを除く。 	
8 留置管理課長	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 女性被留置者の留置に関すること。 (2) 被留置者の拘置所への移送に関すること。 	
9 情報技術企画課長	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察情報管理システムのアクセス権に係る事務に関すること。 (2) 警察情報管理システムの端末装置等の変更等に係る事務に関すること。 (3) 警察情報管理システムの開発に関すること。ただし、新規、指定解除及び1か月以上の変更を除く。 (4) 警察情報管理システムの運用に関すること。 (5) 緊急時設置用端末装置等の貸与に係る事務に関すること。 (6) 警察情報管理システムの照会業務に係る事務に関すること。 	
10 生活安全企画課長	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 保護に関すること。 (2) 危険物の処理に関すること。 (3) 自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱いに関すること。 	
11 地域指導課長	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 警ら用無線自動車及び小型警ら車の運用に関すること。 (2) 地域技能指導員等の運用に関すること。 (3) 地域警察官の実績評価要領に関すること。 (4) 地域警察官の転用勤務の承認に関すること。 (5) 通信指令の運用に関すること。 (6) 緊急配備及び集中運用配備の運用に関すること。 (7) 警察無線通信の運用に関すること。 	
12 人身安全・少年課長	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 少年サポートセンターの総括的な運用に関すること。 (2) 行方不明者に関すること。 	

1 3	地域機動警察隊長	(1) 警察用船舶及び船艇の運用に関する事。 (2) 船舶及び船艇の維持管理に関する事。
1 4	刑事企画課長	(1) 出所情報登録通報に関する事。 (2) 手口業務に関する事。 (3) 品触に関する事。 (4) 刑事日報に関する事。
1 5	捜査第一課長	移動警察に関する事。
1 6	組織犯罪対策課長	(1) 暴力団構成員の認定及び削除に関する事。 (2) 暴力団事務所の認定及び削除に関する事。 (3) 保護対策に関する事。ただし、保護対象者の指定に関する事を除く。
1 7	鑑識課長	(1) 鑑定人の委嘱に関する事。 (2) 鑑定結果の回答に関する事。 (3) 警察犬、警察協力犬及び指導手の審査に関する事。 (4) 似顔絵に関する事。 (5) 海外渡航者等に対する犯罪経歴証明書の発給に関する事。
1 8	科学捜査研究所長	(1) 鑑定人の委嘱に関する事。 (2) 鑑定結果の回答に関する事。
1 9	交通企画課長	交通事故分析に関する事。
2 0	交通指導課長	(1) 交通反則通告に関する事務（交通反則通告センターの設置等に関する訓令（平成7年福井県警察本部訓令第6号）第5条の規定により通告官が専決できることとされるものを除く。）のうち次に掲げる事務 ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第127条第2項の規定に基づく通知及び通告の決定に関する事。 イ 反則金相当額又は反則金の返還の決定に関する事。 ウ 本部長指揮事件に該当する交通反則事件の処理に関する事。 エ 交通反則該当事件として検察庁から逆送された事件の処理に関する事。 (2) 交通反則事件の移送に関する事。 (3) 3Dレーザースキャナー及び図化機の運用に関する事。
2 1	交通規制課長	(1) 交通の実態調査に関する事。 (2) 交通管制センターの運用に関する事。 (3) 交通情報に関する事。
2 2	運転免許課長	(1) 運転免許関係の登録に関する事。 (2) 運転適性検査所の運営に関する事。 (3) 技能試験コースの維持管理に関する事。 (4) 運転免許の保留及び90日未満の運転免許の効力の停止の事務に関する事（処分の際の弁明の機会の付与に関する事務を含む。） (5) 仮運転免許を与えること及び仮運転免許の取消しの事務に関する事。

2 3 警備課長	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察用航空機の運用に関する事。 (2) 警察用航空機の維持管理に関する事。
2 4 地域機動警察隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び原子力施設警備隊長	
	所属の無線自動車等の運用及び教育訓練に関する事。
第3 次席及び副隊長の事務専決事項	
	所属警察職員の年次休暇及び特別休暇に関する事。
第4 警察学校長の事務専決事項	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所属警察職員の配置に関する事。ただし、本部長の指定したものを除く。 (2) 所属警察職員の応援派遣に関する事。 (3) 学生の校外教養に関する事。 (4) 所属警察職員の病気休暇に関する事。ただし、引き続き30日以上ものを除く。 (5) 所属警察職員の介護時間（介護時間承認請求を除く。）、部分休業（部分休業承認請求を除く。）及び高齢者部分休業（休業時間の一部取消しに限る。）に関する事。 (6) 所属警察職員の勤務時間に関する事。ただし、本部長に対する承認申請及び報告事項に関する事を除く。 (7) 所属警察職員の各種手当の支給の認定に関する事。 (8) 所属警察職員の管外通勤の承認に関する事。 (9) 所属警察職員の住所異動に係る身上異動届に関する事。
第5 副校長の事務専決事項	
	所属警察職員の年次休暇及び特別休暇に関する事。
第6 警察署長の事務専決事項	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 署員の配置に関する事。ただし、本部長の指定したものを除く。 (2) 署員の病気休暇に関する事。ただし、引き続き30日以上ものを除く。 (3) 署員の介護時間（介護時間承認請求を除く。）、部分休業（部分休業承認請求を除く。）及び高齢者部分休業（休業時間の一部取消しに限る。）に関する事。 (4) 署員の勤務時間に関する事。ただし、本部長に対する承認申請及び報告事項に関する事を除く。 (5) 署員の各種手当の支給の認定に関する事。 (6) 署員の管外通勤の承認に関する事。 (7) 署員の住所異動に係る身上異動届に関する事。
第7 副署長の事務専決事項	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所属警察職員の年次休暇及び特別休暇に関する事。 (2) 署員の教養訓練に関する事。 (3) 警察広報に関する事。 (4) 当務日の活動計画に関する事。 (5) 証明に関する事。 (6) 警察本部その他の機関との照会、回答等に関する事。 (7) 各種手配又は通報に関する事。 (8) 署長指揮事件の被疑者取調べに係る事前承認に関する事。